



LED照明器具導入支援

電気料金等の価格高騰に対し事業経費の軽減を図り経営改善につなげるため、区内の中小企業者に対してLED照明器具の導入経費の一部を補助します。

1 補助対象者

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者であること。
- (2) 区内に1年以上主たる事業所を有すること。
 - ・法人は本店登記地及び事業の実態が区内にあること。
 - ・個人事業者は事業所所在地及び事業の実態が区内にあること。
- (3) 常時使用する従業員数が企業全体で20人以下であること。
- (4) 特別区民税（法人は法人住民税）を滞納していないこと。
個人事業者のうち区民でないものは、区民税事業所課税分を滞納していないこと。
- (5) 墨田区暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する営業等を行っていないこと。
(区長が特に必要と認める場合は除く。)

令和7年度
で終了

※ 令和4年度・5年度・6年度に当補助金の支給を受けた事業者の方は、ご利用いただけません。

2 補助金額

補助対象経費の4/5 上限150万円（千円未満切り捨て）

3 補助対象経費

- (1) LED照明器具本体購入費
- (2) LED照明器具設置に必要な部材購入費
- (3) 設置工事費（照明器具の設置作業に直接かかわるもの）
 - ※ LED照明器具以外の照明器具からLED照明器具に交換するもののみ対象になります。
 - ※ 上記経費について、国・都・区等が実施する他の制度（補助金）を利用している場合は対象外です。
 - ※ 1年以上常時使用している区内事業所等に設置するLED照明器具が補助金の対象になります。

4 補助対象外経費

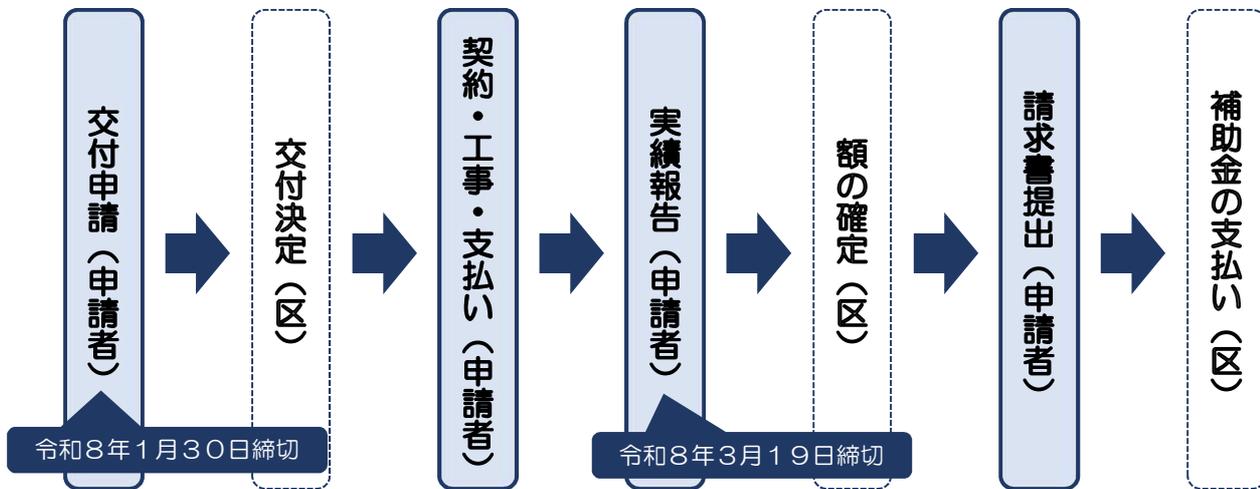
- (1) シーリングライト、ダクトレール式、シャンデリア等華美な照明、意匠性の高い照明、コンセント設備等を使用する照明器具
- (2) ライトバー、ランプのみ交換するもの
- (3) 外壁等に設置されている広告板等
- (4) 屋外に設置されているもの ※ 令和7年4月1日から運用を一部変更しています。
- (5) 既存の照明設備の撤去・処分・運搬・工具や道具に類するもの、足場等に要する費用
- (6) 経費が一式計上され、内容が不明確なもの
- (7) 消費税及び地方消費税
- (8) 補助対象者本人が自ら設置工事を行う場合の設置工事費
- (9) 不動産賃貸業の賃貸物件等自ら使用しないもの
- (10) 交付決定日以前に契約金等の支払い又は工事着手等をしているもの
- (11) 令和8年3月19日までに実績報告書の提出が見込めないもの

5 交付申請受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年1月30日（金）まで

※ ただし、期間の途中であっても、予算の上限に達した場合、受付を終了します。

6 補助金交付の流れ



※ 郵送でも申請できます。

※ 書類に不備等がある場合、追加書類を求める場合があります。

※ 必要に応じて現地確認をさせていただく場合があります。

7 交付申請書類

共通	(1) 墨田区生産性向上等支援補助金交付申請書（第1号様式） (2) 誓約書（第2号様式） (3) 交換ランプ一覧表（第12号様式） (4) 見積書（照明器具交換に要する経費の内訳を記載したもの） (5) 設置予定の機器の形状、規格等が分かるパンフレットやカタログ等の写し (6) 建物全体の平面図（照明器具の種類と設置個所を明示した物） (7) 設置工事着手前の現況カラー写真（建物の平面図と照合ができるもの） (8) 委任状（代理申請を行う場合）※ <u>電気工事を行う事業者に委任してください。</u> (9) その他区長が必要と認める書類
法人	(1) 履歴事項全部証明書の原本 (2) 直近の確定申告書、法人事業概況説明書及び決算書の写し (3) 直近の法人都民税納税証明書の原本
個人	(1) 墨田区で1年以上継続して事業を行っていることがわかる書類（開業届の写し、営業許可書の写し等） (2) 令和6年の確定申告書控の写しと青色申告決算書又は収支内訳書の写し (3) 令和6年度の個人住民税納税（非課税）証明書の原本 (4) 区外在住の方は、区民税事業所課税分の令和6年度の納税（非課税）証明書の原本

8 お問合せ・申請先

墨田区 産業観光部 経営支援課

所在地：墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話：03-5608-6183

詳細は区ホームページでもご覧いただけます

